

お知らせ

労働基準法改正

「労働基準法の一部を改正する法律」が第170回国会で成立・公布されております。

施行は平成22年4月1日です。で、その概要をお知らせいたします。

□時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます。)

▽1か月に60時間を超える時間外労働を行なう場合：50%以上

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金の引上げは猶予されます。

▽割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行なった労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)の支払に代えて、有給休暇を

付与することができます。

労働者がこの有給休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

□割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課せられます。

▽限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行なう場合：25%を超える率

「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号)限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行なう場合には、あらかじめ労使で特別条

項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

①特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を定めること

と②①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること③月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするよう努めること

□年次有給休暇を時間単位で取得できるようにします。

現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時

間単位で取得できるようになります。

年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

◎詳細は最寄りの労働基準監督署

雇用調整助成金

雇用調整助成金制度を見直しました。

景気変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】①最近3ヶ月間の売上高又は生産量等がその直前3ヶ月間又は前年同期比で5%以上減少していること②従業員の全1日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(平成21年2月6日から当面の期間に

あつては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)

③3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと。(大型倒産等事業主などの特定の事業主については①と要件が異なります。)

【受給額】

○休業等
休業手当相当額の3分の2(上限あり)

支給限度日数…3年間で300日(最初の1年間で200日分まで)

(大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。)

教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日200円を加算

○出向
出向元で負担した賃金の3分の2(上限あり)

◎詳細は最寄りのハローワーク

役員変更届を忘れていませんか

役員の氏名又は住所を記載した書面(設立認可申請書に添付)に変更があつた場合には、その事実が発生した日から2週間以内に行政府にその旨届け出なければなりませんので、留意ください。

役員の変更とは、役員の氏名又

は住所の変更があつた場合、役員の改選又は補充があつた場合、代表理事の交代、役付き理事の交代、役員が死亡又は辞任した場合など役員に関する一切の変更をいいます。

しかし、通常総会等における役員改選をした場合であっても、全員が再選重任となり、役員の氏名及び住所に全く変更が生じていないときは、行政庁への役員変更届の提出は必要ありません(代表理事の登記は必要)。

なお、法律・条令等に基づいて千葉県知事宛に届出・申請等の文書を提出する場合の宛名は、千葉県知事鈴木栄治です。

中小企業のための無料法律相談会

千葉県弁護士会では、9月16日(水)午後3時から5時まで、企業に関わる法律相談会を無料で開催します。会場は千葉県弁護士会館(千葉市中央区中央4丁目13の12)で1回30分程度です。

◎相談は予約制ですので、申し込み、お問い合わせは
千葉県弁護士会
TEL043-227-8431